



旭川ごみ通信 第37号

「旭川ごみ通信」では、ごみに関する情報を、町内会の皆様にお届けします。

グリーンセンターからのお知らせ

グリーンセンターフェスタ

メインテーマ

子供と一緒にクリーンなまちづくり

～体験しよう ごみの再利用・考えよう ごみは大切な資源物～

日時 平成29年7月30日(日)
 10:00～14:00(イベントは13:00終了)

場所 旭川市東旭川町下兵村3番地の5
 旭川市グリーンセンター ☎36-2213

食べ物・飲み物等もあるよ!

旭川市シンボルキャラクター



イベント内容(予定)～親子で楽しむ夏休み体験学習～

粗大ごみの無料提供の抽選券及び腐葉土の無料提供の引換券は9:00より配布する予定です。

(開場時間10:00 抽選券投函終了時間 11:00 抽選開始時間 11:30)

- ① 粗大ごみとして収集した家具・自転車等の無料提供(希望者多数の場合は抽選になります。)
- ② 腐葉土の無料提供(1人1袋限り)
- ③ 収集車展示
- ④ ごみ相談
- ⑤ ハガキ作り体験
- ⑥ 廃食用油を利用した石鹸作り
- ⑦ ごみ減量・リサイクル等のパネル展示
- ⑧ 拠点回収の様子紹介
- ⑨ ごみの積み込み体験
- ⑩ 生ごみ堆肥化説明
- ⑪ 家具等の廃材を利用した工作

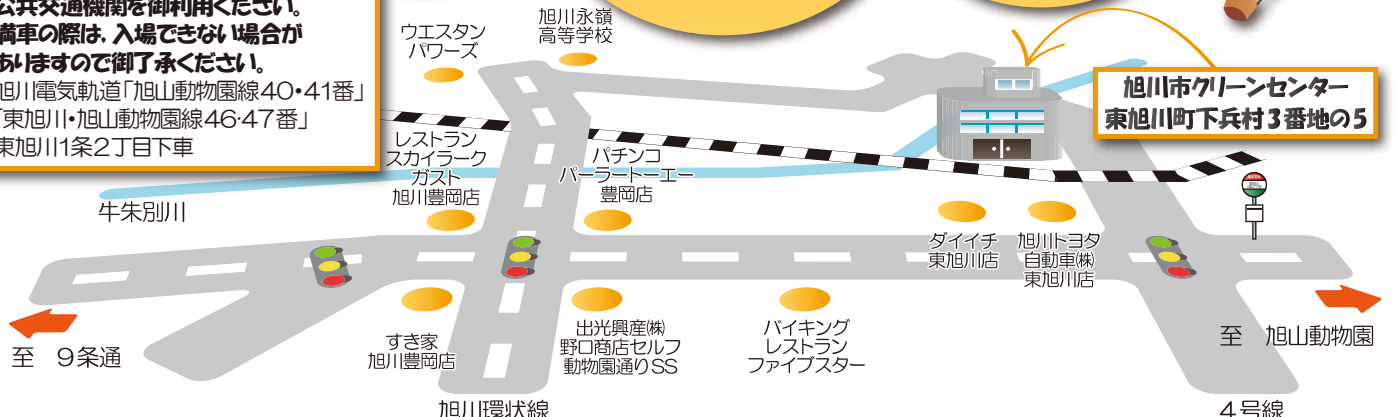
福祉施設等によるバザー(食べ物・飲み物等)の出店

公共交通機関を御利用ください



駐車台数には限りがありますので、公共交通機関を御利用ください。満車の際は、入場できない場合がありますので御了承ください。

旭川電気軌道「旭山動物園線40・41番」
 「東旭川・旭山動物園線46・47番」
 東旭川1条2丁目下車

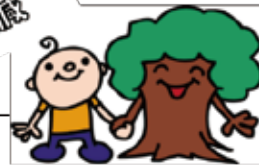


当日お車でお越しの方は、誘導員の指示に従い指定された場所への駐車に御協力ください。

回覧																			
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

廃食用油資源化促進事業

Co・創産



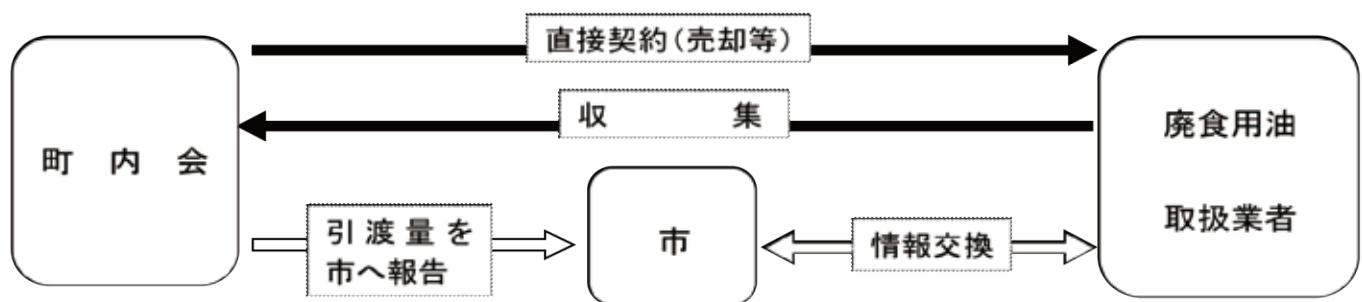
廃食用油の回収に主体的に取り組む町内会を募集しています。

回収した廃食用油を環境にやさしい軽油代替燃料（BDF）などにリサイクルします。
希望する町内会には集積用のコンテナを貸出しします（数に限りがあります。）。

回収方法等

町内会と廃食用油回収業者との直接契約（売却等）で行います。

- ①契約（回収方法等を打ち合わせ）
- ②参加応募票を市に提出
- ③廃食用油を持ち寄る → ④契約業者が回収 → ⑤引渡量を市へ報告



※平成 28 年度の回収量は、7,500 kg/年でした。食用油は原料となる植物が二酸化炭素を吸収して育っているため、BDF 燃焼時の二酸化炭素排出量をゼロと計算しており、同量の軽油を使用した場合に対し、21,800 kgの二酸化炭素を削減したことになります。

更なる資源化促進のため、みなさまの御協力をお願いします。

問い合わせ先 ●旭川市クリーンセンター 地域環境係 ☎36-2213

ごみ適正排出協力員を募集しています

（随時募集中！）



違反ごみのない
キレイな街へ



ごみ適正排出協力員は、町内会と連携し、再生資源回収・地域清掃活動及びごみの適正排出の促進などの活動を通して、地域と市を結ぶパイプ役として活躍されています。

平成29年4月末現在の登録状況は、115人です。

申請書提出・問い合わせ先

旭川市クリーンセンター 地域環境係

電話：36-2213 FAX：36-4239

生ごみ堆肥化講習会のお知らせ

ごみの減量化と土づくり講習会

開催日時

平成 29 年 7 月 18 日 (火) 13:00 ~ 15:00

開催場所・定員

旭川市末広公民館 (末広 1 条 2 丁目)
定員: 20 人 (百寿大学共催 公開講座)

講師

講師 グリーンテックス株式会社 代表取締役 佐藤 一彦 氏



段ボール生ごみ堆肥づくり出前講座のお知らせ

家庭からは毎日、多くの生ごみが発生しています。生ごみの発生を抑え、堆肥として有効に活用することが出来る、段ボール箱を使った生ごみ堆肥づくり出前講座を、町内会や市民団体の方を対象に行います。会場を各自で御用意いただくなど一定の条件がありますので、下記までお問い合わせください。

申込み・問い合わせ先: 旭川市クリーンセンター ごみ減量係 ☎ 36-2213

環境指導課からのお知らせ

ごみの不法投棄は重大な犯罪です!

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で不法投棄は禁止されています。

第 16 条『何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない』と明記され、固く禁じられています。これに違反して廃棄物を不法に投棄した者は、5 年以下の懲役もしくは、1,000 万円以下 (法人は 3 億円以下) の罰金、又はこの両方が科せられます。

旭川市においても、ボランティア協力員・協力企業による通報や巡回パトロールを実施して不法投棄を防止するため早期発見に努めています。

不法投棄を発見した場合は、警察、環境指導課に御連絡をお願いします。



(担当)

環境指導課 廃棄物指導係

☎ 25-9123



再生資源回収促進事業のお知らせ

●再生資源回収促進事業

家庭から出るごみの中には、紙やびん、缶など資源として再利用できるものが多く含まれています。再生利用の仕組みがある古紙、古繊維、鉄くず、空きびんの4種類を対象として、資源の再生利用の促進とごみの減量化を推進するため、資源回収を行う町内会、自治会、老人クラブ、PTA、スポーツ少年団などの市民団体に対して、回収量に応じた奨励金を交付することにより再生資源回収を促進する制度であり、平成10年度から実施しています。

再生資源回収活動を始めませんか？

※奨励金の交付を受けるには、事前登録が必要です。

※営利目的の団体、事業所は登録できません。

※事業所や販売店から出る資源物は奨励金の対象になりません。

業者からの買い上げ金 + 市からの奨励金 = 町内会の財源に！

※平成28年度の実績（実施934団体）

1団体あたり平均回収量 11.3トン 平均奨励金交付金額 45,148円

興味のある方は、旭川市クリーンセンターまでお気軽にお問い合わせください。



《再生資源回収促進事業 制度改正のお知らせ》

●今後の改正予定

- ・新たにスチール缶(飲料用のみ)を対象品目に追加します。(奨励金単価：3円(1kg 当たり))
- ・びん類・布類の奨励金単価が4円から5円(1kg 当たり)になります。
- ・紙類の奨励金単価が4円から3.5円(1kg 当たり)になります。

適用の時期については、制度改正に伴う説明会等で、登録団体の皆様からいただいた御意見を踏まえた上で決定し、団体の代表者様宛てに通知いたします。

問い合わせ先 ●旭川市クリーンセンター ごみ減量係 ☎36-2213

臨時拠点回収を実施します



コープさっぽろ様の御協力により下記店舗の駐車場で拠点回収品目(小型家電・布類・再生可能な古紙・プラスチック製品・繰り返し利用できるびん・金属・傘)を回収します。

7月1日(土曜日)10:00~15:00

コープさっぽろシーナ店 永山3条15丁目1-5

8月26日(土曜日)10:00~15:00

コープさっぽろ神楽店 神楽4条5丁目1-22

問い合わせ先 ●旭川市クリーンセンター ごみ減量係 電話36-2213